

# 国立大学法人山口大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成 30 年 9 月 18 日

学 長 裁 定

## 1. 趣旨

国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の施設及び大講義室等のスペース（以下「施設等」という。）に対して、ネーミングライツを導入し、公募による別称等の付与を通じて、施設等の魅力向上を図り、もって本学及び地域の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、本学の教育研究環境基盤の向上を図るための財源を獲得しようとするものである。

## 2. 定義

- ・ネーミングライツ…企業名、商標名、企業ロゴ等を冠した別称等を付与する権利
- ・ネーミングライツ・パートナー…ネーミングライツを取得した企業等

## 3. 対象施設

対象とする施設等は、当該施設等の管理責任者と協議の上、財務施設を担当する副学長が決定し、施設環境委員会に報告する。

## 4. 募集

ネーミングライツ・パートナーの募集は、公募により行い、募集に係わる必要な事項については募集要項による。なお、応募資格は、「国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する基準」（以下「基準」という。）による。

## 5. ネーミングライツ・パートナー等の決定

ネーミングライツ・パートナー及び別称等の付与は、基準等に基づきネーミングライツ審査委員会で審議の上、学長が決定する。

## 6. 協定の締結

ネーミングライツ・パートナーと施設等ごとに協議の上協定を締結する。協定期間は、原則として3年以上とする。